

もしあなたが被災したら…

【災害時のQ&A】

—令和4年3月版—

災害により被災された方が受けられる支援には様々な種類のものがあり、そのうち主要なものについて以下のとおり掲載しています。支援の詳細やご不明点等がありましたら、各問い合わせ先にご確認ください。

Q. 経済的な支援にはどのようなものがあるか？

| 内容 | 問い合わせ先 |
|--|----------------------------|
| ■災害見舞金の支給 ⇒住家の焼失又は損壊、水害による床上浸水等をした方に災害見舞金を支給します。支給は市の被害調査に基づき行います。 | 福祉総務課 048-259-7647 |
| ■被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 ⇒大規模災害の発生に伴い、住宅の全壊や大規模半壊など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき、支援金が支給されることがあります。 | 福祉総務課 048-259-7647 |
| ■埼玉県・市町村被災者安心支援制度に基づく支援金の支給 ⇒災害の発生に伴い、住宅の全壊や大規模半壊などしたが、被災者生活再建支援制度の要件を満たしていない場合でも、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき、支援金が支給されることがあります。 | 福祉総務課 048-259-7647 |
| ■生活福祉資金制度による貸付 ⇒災害を受けたことにより臨時に必要となる経費や緊急小口資金の貸付を行います。貸付には審査があります。 | 川口市社会福祉協議会 048-252-1294 |
| ■各種保険金の支給 ⇒契約先の保険会社に連絡をしてください。その際、自治体からの証明書の提出を求められることがありますので、罹災証明書もしくは罹災届出証明書の発行申請を行ってください。 | 契約先の保険会社 |

Q. 税金や保険料が払えない場合はどうすればよいか？

| 内容 | 問い合わせ先 |
|--|---|
| ■税金の減免措置等 ⇒被害状況等が一定の要件に該当すると、税の減免等が受けられる場合があります。 ○市民税：市民税課 ○固定資産税：固定資産税課 ○国民健康保険税：国民健康保険課 ○納税相談：納税課 ○国税：川口税務署、西川口税務署 ○県税：川口県税事務所 | ○市民税課 (個人市民税)048-259-7634~7636 (法人市民税)048-259-7633 ○固定資産税課 (土地)048-259-7638 (家屋)048-259-7246 (償却資産)048-259-7637 ○国民健康保険課 048-259-7669 ○納税課 048-259-7949 ○川口税務署 048-252-5141 ○西川口税務署 048-253-4061 ○川口県税事務所 048-252-3571 |
| ■保険料等の減免措置等 ⇒被害状況等が一定の要件に該当すると、保険料の減免等が受けられる場合があります。 ○国民年金保険料：国民年金課 ○介護保険料：介護保険課 ○後期高齢者医療保険料：高齢者保険事業室 | ○国民年金課 048-259-7666 ○介護保険課 048-259-7295 ○高齢者保険事業室 048-259-7653 |
| ■公共料金の減免措置等 ⇒被害状況等が一定の要件に該当すると、電話、電気、ガス、水道・下水道等について、料金支払期限の猶予や免除等が受けられる場合があります。 ○水道・下水道：料金課 | ○契約先の事業者 ○料金課 048-258-4132(代表) |

Q. 住宅に被害を受け生活再建をしたいが、どうすればよいか？

| 内容 | 問い合わせ先 |
|--|--|
| <p>■罹災証明書の発行</p> <p>⇒地震や風水害等により住宅が被害を受けた場合に、市が住宅の現地調査をして発行する証明書です。市民課、各支所が申請窓口となり、火災の場合のみ、消防局へ申請をお願いします。市職員による現地調査が必要なことから、申請から1ヶ月以内の発行となり、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要になります。</p> | <p>○市民課 048-271-9259 ○各支所 ・芝支所 048-265-1166 ・新郷支所 048-281-0142 ・神根支所 048-281-0931 ・安行支所 048-295-1801 ・戸塚支所 048-295-1807 ・鳩ヶ谷支所 048-280-1200 ○消防局予防課 048-261-8371</p> |
| <p>■罹災届出証明書の発行</p> <p>⇒災害による住宅等への被害について、市に届け出たことを証明する書類になります。申請後、即日の発行が可能です。</p> | <p>危機管理課 048-242-6357</p> |
| <p>■緊急避難所の提供</p> <p>⇒罹災によって自宅の居住が難しくなり、親族や知人等の身を寄せる先がない場合に、「緊急かつ一時的な避難場所」として、空いている市営住宅をご案内できる場合があります。</p> | <p>福祉総務課 048-259-7647</p> |

Q. そのほかどのような支援があるか？

| 内容 | 問い合わせ先 |
|---|--|
| <p>■証明書等の紛失や滅失に関する対応</p> <p>⇒被災により、公的な証明書等を紛失、滅失してしまった場合には再発行の手続きや届出が必要です。</p> <p>○国民健康保険証：国民健康保険課 ○運転免許証：埼玉県運転免許センター ○パスポート：パスポートセンター</p> | <p>○国民健康保険課 048-259-7669 ○埼玉県運転免許センター 048-543-2001 ○パスポートセンター 048-241-8010</p> |
| <p>■保険証を紛失したが、医療機関を受診したい</p> <p>⇒被災により保険証を紛失又は自宅などに残して避難されている方でも、必要な事項を医療機関に伝えれば保険医療を受けることができます。</p> | <p>国民健康保険課 048-259-7669</p> |
| <p>■住宅ローンの支払い猶予</p> <p>⇒被災の状況によって、支払い猶予や利息の据え置きなどの対応がとられることがあります。</p> | <p>借入先の金融機関</p> |
| <p>■事業者への融資や支援金の支給</p> <p>⇒中小企業向けの融資や特別相談のほか、被災した企業向けの特別な支援を行うことがあります。</p> | <p>○経営支援課 048-258-1647 ○川口商工会議所 048-228-2220</p> |
| <p>■災害ボランティアによる支援</p> <p>⇒被災の状況に応じて、自宅や敷地内の片付けなどに対し、ボランティアの派遣調整を行います。</p> | <p>川口市社会福祉協議会 048-252-1294</p> |



これまでにご案内したもの以外にも、「災害救助法」の適用を受けるなど、市町村において大規模な被害を受けた場合には、「災害弔慰金や災害障害見舞金の支給」、「応急仮設住宅の供与」、「住宅の応急修理」、「障害物の除去」といった支援措置を行政で行います。

支援を受けるには、災害規模が大きいことや、被害の程度が一定以上であることが条件となります。また、災害発生後に新たに創設される支援制度もあることから、被災した際には最新の情報をホームページ等でご確認していただき、詳細は問い合わせ先へご確認ください。